

事業者の皆様へ

工事及び工事系委託案件に係る電子契約等について（お知らせ）

日頃から、横須賀市の入札及び契約手続きに関しまして、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

工事及び工事系委託案件に係る電子契約等については、令和7年4月以降、下記のように運用を開始いたしますので、お知らせいたします。

1 電子契約等の運用について

（1）電子契約の対象案件

入札発注において、電子契約の対象となる案件は、次のとおり公告で記載します。当該記載のある案件の契約にあたっては、紙面による契約か電子契約のどちらかを選択することができます。（「電子契約申込書」の提出がない場合は、自動的に紙面による契約となります。また随意契約案件の場合は、個別にお問い合わせください）

入札公告 5 注意事項

案件固有事項	本案件は、電子契約対象案件です。 電子契約を希望する落札者は、開札後、翌開庁日までに、「電子契約申込書」に必要事項を記入のうえ、契約課メールアドレス（y-keiyaku@city.yokosuka.kanagawa.jp）へ提出してください。 また、併せて契約課へ電話連絡（046-822-9791）をお願いいたします。 ※単価契約等で設計図書に記入が必要な内訳書がある案件については、申込を受けたのち、内訳書の提出についてご案内させていただきます。 「電子契約申込書」の書式等、電子契約についての詳細は横須賀市のホームページを参照してください。
--------	---

※「開札後、翌開庁日までに」は、「水曜日に開札を行った場合は、木曜日のうちに」となります。電子契約締結に向け、事前準備が必要となるため、落札決定日より前の段階で提出をお願いします。なお、積算疑義申立て手続き等により、「電子契約申込書」の提出後に落札候補者の変更があった場合は、提出された「電子契約申込書」を無効とします。

（2）電子契約を行う場合のマニュアルや書式等

マニュアルや書式等は、横須賀市のホームページで、下記を参照してください。

HP > 総合案内 > 市政情報 > 契約・検査 > 入札・契約制度 > その他の制度 > 電子契約

(3) 電子契約の大まかな流れ

- ①開札後に、事業者が「電子契約申込書」を契約課へ提出します。
- ②落札決定後に、事業者が「建設リサイクル法」の対象工事か否かを確認し、「契約書に綴じこむ必要がある書類」のデータを契約課へ提出します。（対象工事の場合）
- ③契約課は電子契約に用いるファイルを準備し、電子契約サービス事業者（電子印鑑GMOサイン運営事務局）のサイトにアップロードします。
- ④事業者に署名依頼のメールが届きます。内容を確認のうえ、事業者が電子署名を行います。（送信先は、「電子契約申込書」の「電子契約を行うメールアドレス」に記載したアドレス）
- ⑤事業者が電子署名を行った後に、契約課が電子署名を行います。（＝契約締結日となります）
- ⑥電子署名完了のお知らせメールが届きます。

(4) 電子契約を行う場合の注意点等

- ①必ず「建設リサイクル法」の対象工事か否かを確認し、契約課へ報告してください。対象工事に該当し「契約書に綴じこむ必要がある書類」がある場合は、契約課に当該書類のデータを提出してください。（契約書のファイルに当該データを差し込みます）
- ②電子契約は、契約締結日が「契約課が実際に電子署名を行った日」になるため、契約日を遡ったり、先送りしたり、することができません。そのため、電子契約締結にあたっては、実際の作業手順においても、「契約保証取得後に契約締結」を原則とします。

例：契約保証：あり、前払金：希望あり、の場合の作業手順

- 1、契約保証を取得
- 2、上記の1以降（契約保証開始日以降）に電子契約締結
- 3、上記の2以降（契約締結日確定後）に前払金保証を取得

※電子契約締結日は、あとから日付けを修正することができません。契約保証開始日より前に、電子契約を締結してしまっている場合は、契約保証の修正が必要となりますので、ご注意ください。

(5) 原契約が電子契約の場合の変更契約

現在の横須賀市発注案件における変更契約は、履行期限（工期限）の迫った案件が全体の大多数を占めることから、当面の間、原則、紙面による契約で行う運用とします。

2 東日本建設業保証（株）が行う契約保証及び前払金保証について

(1) 保証証書の提出方法の追加

東日本建設業保証（株）と保証契約（契約保証、前払金保証）を締結した際に発行される保証証書の横須賀市への提出方法について、従来の「保証証書（紙）原本の寄託」と、「電子証書の閲覧」（電子保証）のどちらかを選択することができます。

（※東日本建設業保証（株）以外の他社は、引き続き「保証証書（紙面）原本の寄託」の方法のみとなります。）

(2) 「電子証書の閲覧」(電子保証)の大まかな流れ

- ①事業者が保証契約を申し込む際に、「電子証書の閲覧」(電子保証)を選択します。
(申し込み方法の詳細は、東日本建設業保証(株)にお問い合わせください)
- ②保証契約の締結後に、東日本建設業保証(株)から事業者へ、「電子保証に係る認証キー」が交付されます。
- ③事業者は、上記の②で交付された「電子保証に係る認証キー」を、契約課へメールで提出します。
- ④契約課は、上記の③で提出された「電子保証に係る認証キー」を使用して、東日本建設業保証(株)と事業者が締結した保証契約の内容をインターネット上で確認します。
- ⑤保証内容に誤り等がないことが確認された場合は、これを「保証証書(紙)原本の寄託」とみなします。(この場合、保証証書(紙)原本の寄託は不要となります)
(※保証内容に誤り等があった場合は、修正手続きを行っていただく必要があります)

※契約保証、前払金保証ともに上記の大まかな流れは同一となります。

※契約を電子契約で行う場合には、前払金保証の項目に「契約日」があるため、契約保証と前払金保証の手続きを別々に行っていただきますよう、お願いします。

見込みの契約締結日で前払金保証を申し込み、当該日付けで電子契約を締結できなかった場合、契約日を修正できませんので、前払金保証の内容を修正する必要があります。

3 「落札者の皆さまへ」について

従来から、案件ごとに紙の契約書と一緒にお渡ししていた「落札者の皆さまへ」について、内容を改め、横須賀市のホームページの下記に掲載いたします。今後は、案件ごとに紙で印刷してお渡しすることを行いませんので、ご注意ください。

HP>総合案内>市政情報>契約・検査>入札・契約制度>工事>その他の制度(工事)

【お問い合わせ先】

横須賀市財務部契約課

受付時間：8時30分～12時 13時～17時15分

電 話：046-822-9791

F A X：046-828-3839

e-mail：co-fi@city.yokosuka.kanagawa.jp